

令和2年5月20日

第5回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



## 第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年5月20日（水） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

15番 ○○○○○ , 18番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○		○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○

7 閉会年月日

令和2年5月20日（水） 午前11時30分

## 令和2年第5回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第39号 農地所有適格法人要件届出書について

議案台40号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第41号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第42号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備  
計画変更申請について

議案第43号 農地法第4条による許可申請について

議案第44号 農地法第5条による許可申請について

議案第45号 非農地証明願について

議案第46号 農地の用途変更届(200㎡未満)について

議案第47号 農用地等のあっせんについて

議案第48号 農用地利用集積計画(利用権設定)の取り消しについて

議案第49号 農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第50号 農用地利用集積計画について(所有権移転)

議案第51号 事務局職員の人事異動の承認について

#### (2) 報告第5号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和2年第5回農業委員会総会

令和2年5月20日（水） 午前9時05分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。4月、5月の諸般の業務経過については、コロナ感染拡大防止により諸会議や各団体の総会等が中止になっております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第5回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

15番〇〇〇〇〇〇委員、18番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。これより議事に入ります。議案第39号農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第39号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉3号でございます。所在地・名称事業所が都城市鷹尾の〇〇〇〇〇〇、住所・氏名代表者が末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇、設立年月日が令和2年4月17日、総出資額が300万円で構成員・役員・常時従事者構成員等がそれぞれ5名であります。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○3番（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉3号について、現地調査を行いましたので報告致します。法人形態については、合同会社であります。事業要件については、主たる事業が農産物の生産及びその生産物の加工・販売であり適当であると思えます。構成員要件については、その法人の事業に常時従事する者が過半を超え、年間労働日数が150日以上であり、適当と思えます。業務執行役員要件については、業務執行役員の過半がその法人の常時従事者であり適当と思えます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件をすべて満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査日は、5月12日で調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「あり」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

この会社は、末吉に工場があるんですか。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

事業所は、都城市鷹尾1丁目となっておりますが、〇〇〇〇〇〇さんが末吉で水田を耕作されており、そこを中心に野菜栽培を始めていくという事です。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

住所が、末吉となっておりますがどこですか。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

五位塚集落です。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

大変良い事だと思いますが、農地が今余ってきていますが、末吉でも農作物を栽培されるのか。ま

た、農地を借りたりされるのか。お伺いします。

○3番委員（○○○○○）

末吉でも30反ぐらい借りて耕作したいという事です。また、都城の西駅近くで市場を開設して事業をしたいという事です。なかなか難しいOMP1121Bというような土着菌を使って、曾於市の堆肥と併せて野菜を作っていくという事でした。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「あり」の声あり）

○6番委員（○○○○○）

補足説明資料を見ると適格要件届出書の宛名が南九州市農業委員会会長となっておりますがどういう事ですか。

○議長（○○○○○会長）

事務局に説明させます。

○事務局（○○○○○係長）

申し訳ありません。訂正をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第39号農地所有適格法人要件届出書については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第40号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第40号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉3号でございます。申請地が末吉町諏訪方猪ノ川内○○○○○、他3筆、地目田と畑、面積合計2,760㎡です。貸人が末吉町諏訪方の○○○○○で、借人が末吉町諏訪方の○○○○○です。理由につきましては、経営拡張です。他2件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉3号について、5月12日に現地調査をしましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。引き続き受理番号末吉4号について、5月13日に現地調査をしましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題は 없습니다。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、すでに甘藷が作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号財部5号について、5月13日に現地調査をしましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第40号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第41号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第41号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉44号でございます。申請地が末吉町南之郷前畑○○○○○、地目畑、面積1,720㎡です。渡人が都城市鷹尾の○○○○○で、受人が末吉町南之郷の○○○○○です。理由につきましては、贈与です。他19件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

受理番号末吉44号について、5月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、贈与となっておりますが、譲受人と譲渡人は、兄弟になります。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉45号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。引き続き受理番号末吉46号について、5月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、すでにじゃがいもを作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。引き続き受理番号末吉47号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 48 号について、5 月 17 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 49 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。この土地に関しては、譲受人が養鶏を営んでいるために、鶏に病気が入った時は、ここに埋めるという考えがあるところです。今のところは、露地野菜を作付けするという事です。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 50 号について、5 月 9 日に現地調査しましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。譲受人は、認定農家ですが、所有権移転につきましては、経営基盤強化法でも出来ますがと伝えましたが、渡人の方がどうしても早くして欲しいという事で 3 条申請になったようです。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 51 号と 52 号は受人が同一なので一緒に報告致します。5 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 53 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷、野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。譲受人と譲渡人は、親子関係です。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 54 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号大隅 55 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 56 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 57 号、58 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。これは、お互いの交換という事でした。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、お互い露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 59 号について、5 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 60 号について、5 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲受人と譲渡人は、親子です。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 61 号について、5 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、みかんを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 62 号、63 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。財部 62 号、63 号については、受人が同一で近い場所ですので、一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○6 番委員 (○○○○○)

末吉 51 号、52 号についてお尋ねします。地番は、1 番地しか変わってませんが値段がかなり違いますがお伺いします。

○12 番委員 (○○○○○)

値段については、交換という事ですが、値段については受人は、関与されてなくて、自分で作っている田をがけ崩れで作れなくなったためという事です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第 41 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 42 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 7 ページになります。議案第 42 号について、ご説明致します。受理番号末吉 27 号、土地の所在地は、末吉町南之郷黒房○○○○○、地目は畑で、面積 3,064 m<sup>2</sup>の内 2,000 m<sup>2</sup>です。申請人は、鹿屋市申良町の○○○○○で、所有者は、末吉町南之郷の○○○○○です。転用目的は、太陽光発電施設です。変更理由は、申請地に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を行ないたいという事です。変更区分は、除外です。他 3 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 27 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が広域格道路予定地、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請地に太陽光発電事業を行なうもので確実であると思います。位置としましては、農振除外後は、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,000 m<sup>2</sup>に太陽光パネル 432 枚を設置するもので適当であると思います。排水等については、雨水は、周囲をブロック塀で囲い敷地内に自然浸透溝を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、隣接土地所有者からの同意書が添付されている事から、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第三種農地の 300m 以内に該当することから、除外やむを得ないという意見の一致をみましました。調査日は 5 月 12 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号財部 28 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が道路を挟んで宅地、北が田であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農振除外後は、曾於市役所財部支所から 500m 以内にあることから第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 443 m<sup>2</sup>に居宅 1 棟 135.37 m<sup>2</sup>は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、敷地内に設置する溜枳に放流することから適当と思います。被害防除につきましては、ブロック積みを行い被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、曾於市役所財部支所から 500m 以内にある事から第二種農地の 500 m 以内農地に該当し、申請人は、現在借家住まいで、今回、申請地に一般住宅 1 棟を新築するもので、除外やむを得ないとする意見の一致をみましました。調査日は 5 月 11 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○11 番委員（○○○○○）

受理番号財部 29 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、刈原田自治会内にある

農地です。周囲の状況は、東が県道を挟んで畑と宅地、西が田、南が原野、北が山林であります。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積1,150㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題ないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地の「その他の農地」に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、売電収入で生活の安定を図るもので、除外やむを得ないという意見の一致をみました。また、申請地は、令和元年10月21日に非農地認定を受けた農地であり、転用申請はありません。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇17番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部30号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、阿那里自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が県道を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を新築するための具体的計画があり確実であると思います。位置としましては、農振除外後は、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積500㎡に居宅1棟111.26㎡は、周囲の状況からみても適当であると思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の県道側溝に放流することから適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事を行なうため、特に問題ないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の「集落接続施設」に該当します。申請人は、現在借家住まいで、今回、集落接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第42号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第43号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

〇事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは8ページになります。議案第43号について、ご説明致します。受理番号末吉15号、申請地が末吉町二之方射場ヶ迫〇〇〇〇〇、他2筆、地目畑の面積合計408㎡です。申請人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇でございます。転用目的が一般住宅でございます。理由としましては、現在の居宅が古くなったため、新たに自己の住宅を新築したいという事で農振区分は、外であります。他4件です。よろしくお願ひ致します。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

〇3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 15 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、都市計画用途地域内農地である事から第三種農地に該当します。計画面積については、自己の一般住宅 1 棟 90 m<sup>2</sup> 及びその通路として利用する予定で、所要面積は、408 m<sup>2</sup> で適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水生活排水は、公共下水道に排水するもので適当であると思います。被害防除については、土留め工事をし、擁壁及び防護柵を設けるため、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 5 月 12 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇12 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 16 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、坂元自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が山林、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写し、資金提供承諾書及び予算書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,174 m<sup>2</sup> に牛舎 1 棟 315 m<sup>2</sup> 及びロール置場 474 m<sup>2</sup> を利用するもので適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で、汚水については、ノコグズで吸着するもので適当であると思います。被害防除については、3 m 程の緩衝地を設け建物の高さを 4 m 程にするため、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地の「その他の農地」に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 5 月 12 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇4 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 17 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、麓自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、分筆測量の際、すでに倉庫及び水道設備が申請地にはみ出していることが判明した事から確実です。位置としましては、都市計画用途地域内農地である事から第三種農地に該当します。計画面積については、申請面積 41 m<sup>2</sup> に隣接する宅地 537.72 m<sup>2</sup> を加えた 578.72 m<sup>2</sup> を一体利用し、すでに一般住宅 1 棟 135 m<sup>2</sup> 及び車庫物置 48 m<sup>2</sup> を設置して、始末書を添付されている事から適当と思います。排水等については、公共下水道に接続し、雨水は水路放流するもので適当であると思います。被害防除については、誓約書が添付されており問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 5 月 12 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 18 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大良自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、山林、西が畑、山林、南が非農地認定済、北が山林です。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 7,495 m<sup>2</sup> に杉 1,850 本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当であると思います。被害防除については、現状のまま利用します。また、被害防除に関する誓約書が添付されており問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地の「その他の農地」に







第一種農地ですが周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するものです。また、一般住宅の転用基準面積500㎡を超えますが理由書も添付されている事から、転用やむを得ないという意見の一致をみました。なお、土地改良区内の許可済みです。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。引き続き財部42号ですが議案42号の財部28号と同じですので調査結果のみ報告致します。調査の総合意見は、曾於市役所財部支所から500m以内にある事から第二種農地の500m以内農地に該当します。申請人は、現在借家住まいで、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用はやむを得ないという意見の一致をみました。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。引き続き財部43号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで畑、南が道路を挟んで宅地、北が田であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積521㎡に居宅1棟112.5㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、南東側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、擁壁を設置し、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題ないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第一種農地ですが周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するものです。また、一般住宅の転用基準面積500㎡を超えますが理由書も添付されている事から、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇11番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部44号現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新正ヶ峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が道路を挟んで田、北が市道を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積500㎡に居宅1棟65.21㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の市道側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、土留め工事を行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題ないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第一種農地ですが周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は5月11日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

〇19番委員（〇〇〇〇〇）

財部41号と43号ですが受人が持ち分の二分の一という事で、家も二分の一なのでしょうか。お尋ねします。

〇事務局（〇〇〇〇〇係長）

申請書で行政書士が二分の一ずつで提出していますが、家まで二分の一かはわかりません。以上です。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

〇19 番委員 (〇〇〇〇〇)

はい

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 44 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。ここで暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 05 分)

(再開：午前 10 時 15 分)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

会議を再開します。次に議案第 45 号非農地証明願いについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

〇事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは 12 ページになります。議案第 45 号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅 5 号、土地の所在地は、大隅町中之内下船久保〇〇〇〇〇他 1 筆、地目畑で面積合計 1,032 m<sup>2</sup>、申請人は、東京都足立区の〇〇〇〇〇でございます。経緯につきましては、昭和 53 年頃に亡き父親が住宅等を建築してしまいましたという事で、上申書が添付されております。よろしくお願い致します。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

〇 5 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 5 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、牧自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が作業道であります。記載事項と現地は、合致しています。違反転用により改善指導は、受けていません。生活排水や雨水は、市道側溝に放流して周囲への影響は無いと思われれます。その他、農地法上特に問題ありません。申請人の亡父〇〇〇〇〇〇は、昭和 53 年頃住宅と付属屋を建築して 40 年以上が経過しており、又、固定資産税台帳に記載もあり上申書も添付されております。調査結果の総合意見は、申請地に申請人の亡父が住宅を建築して以来 40 年以上経過しており、農地への原状回復は、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象にならない土地であると判断します。調査日は 5 月 15 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 45 号非農地証明願いについては、申し出のとおり許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第46号農地の用途変更についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは13ページになります。議案第46号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅2号、土地の所在地は、大隅町中之内北田○○○○○、地目田で面積980㎡の内84㎡、申請人は、大隅町中之内の○○○○○でございます。転用目的は、農業用倉庫及び作業場でございます。農振区分は、外でございます。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅2号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、馬渡自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が作業道、北が田であります。目的実現の確実性は、申請人の居宅に隣接した農地に簡易な農業用倉庫を設置し、作業場として活用するもので確実と思われれます。位置につきましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積980㎡の内84㎡としており周囲の状況からみても適当と思えます。排水等については、雨水のみで自然流下です。被害防除については、緩衝地を設けるため特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農地の広がりがあり第一種農地の農業用施設等に該当する事から、農業用倉庫・作業場への転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は5月12日、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

この200㎡未満の用途変更届は、許可後、地目変更までしないといけないのですか。

○事務局（○○○○○係長）

地目変更は、伴いません。

○10番委員（○○○○○）

届け出だけですか。

○事務局（○○○○○係長）

届け出だけです。

○10番委員（○○○○○）

そうすると、農地パトロールの時に小屋が建っていました。次年度に地図上は、許可済みという事で青色枠になるのでしょうか。

○事務局（○○○○○係長）

農地パトロールの図面上は、黒のままです。分筆もされないので、黒のままです。耕作面積については、落としていきます。

○10番委員（○○○○○）

わかりました。農地の中に小屋があり、これを無断転用ととるのか耕作中とみるのか判断がわかりづらいのではないのでしょうか。皆さんは、どのように判断していらっしゃるのか。伺います。

○事務局（○○○○○局長）

とりあえず、見たまま記載していただければ良いと思います。たとえば、無断なのか無断ではないのかと判断しても、その後どういうふうに来るのか。今の現状ではどうしようもないのかなと思うところです。情報だけ集めて、一時転用してないものをどういうふうにご指導していく

か。整理してどのようにできるのか。検討課題として提案させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

今まで農地パトロールを何回もしていますが、市役所の畜産課の方が進めていた牛舎が、転用されずに残っている。私等は、畜産課の方でしているので大丈夫と思っていたし、今は、農業委員会も一緒に回っているので良いのですが、後は市の方と調整してもらえないと思います。

○事務局 (○○○○○局長)

畜産関係について、もしそういうものがあれば、畜産課と協議していきたいと思います。また、委員の皆様にご相談させていただきますが、会長名で文書での指導はできるのかなと思います。なお、その他、良いアイデア等があればご教示下さい。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしいでしょうか。

○10 番委員 (○○○○○)

はい

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 46 号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 47 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 14 ページになります。議案第 47 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 40 号申出者が末吉町南之郷の○○○○○で、申出地の所在が末吉町南之郷竹友原○○○○○、地目畑、面積 1,670 m<sup>2</sup>で、申出の内容は、貸したいです。他 14 件です。よろしくをお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 40・末吉 41・末吉 42 については、2 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉 43・末吉 44 については、4 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉 45 については、6 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉 46 については、私と○○○○○推進委員。大隅 47 については、9 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅 48・大隅 49 については、17 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅 50・大隅 51・大隅 52 については、13 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅 53 については、5 番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部 54 については、18 番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長 (○○○○○会長)

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 13 号は、打切でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

末吉 15 号も打切でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 17 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 18 号は、打切でお願いします。

○16 番委員 (○○○○○)

大隅 20 号は、打切でお願いします。

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 21 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 22 号は、打切でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

大隅 25 号は、打切でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

末吉 29 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 30 号は、畑のみ成立です。田については、継続でお願いします。末吉 31 号の○○○○○は、取下げです。他は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 32 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 33 号は、成立でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

大隅 35 号は、成立でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 36 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 37 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 38 号・財部 39 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いします。次に議案第 48 号農用地利用集積計画の利用権設定の取り消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、20 ページになります。議案第 48 号について、ご説明致します。先月、提出しました受理番号財部 45 号ですが、下限面積要件を満たしていないため、取り下げるものです。なお、21 ページの集計表も変更するものです。よろしくご説明致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 48 号農用地利用集積計画の利用権設定の取り消しについては、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は原案どおり許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満財部 44、再設

定3年以上6年未満末吉186・末吉187，大隅188，再設定6年以上10年未満大隅68，再設定10年以上末吉91を除いて議題と致します。本件については，農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は，期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は，一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規3年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員(○○○○○)

末吉77から82までの案件については，農地利用最適化推進委員ですが，農業委員と一緒に推進委員のところに相対ではなく誰かたてないといけないんじゃないですか。

○10番委員(○○○○○)

農業委員，推進委員は，利用権設定の場合は，相対でいいという記憶があるのですが。所有権移転については，相対ではなく誰か入れて推進委員にたてるという申し合わせした記憶があるのですが。

○2番委員(○○○○○)

いつ頃ありましたか。

○10番委員(○○○○○)

大分前だったと思います。

○事務局(○○○○○局長)

私の記憶では，相対で構わない。ただし，使用貸借ではなく少しでも金銭のやりとりをしていただければと。所有権移転については，どなたか委員の名前を入れていただきたいと記憶しているところです。

○2番委員(○○○○○)

相対でいいという事ですか。

○議長(○○○○○会長)

はい。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規10年以上について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について，質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満財部 44, 再設定 3 年以上 6 年未満末吉 186・末吉 187, 大隅 188, 再設定 6 年以上 10 年未満大隅 68, 再設定 10 年以上末吉 91 を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規 6 年以上 10 年未満財部 44 についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規 6 年以上 10 年未満財部 44 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森岡俊弘会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 3 年以上 6 年未満末吉 186 についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 3 年以上 6 年未満末吉 186 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、

申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 3 年以上 6 年未満大隅 188 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 3 年以上 6 年未満大隅 188 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 6 年以上 10 年未満大隅 68 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 6 年以上 10 年未満大隅 68 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

ここで私が議事参与制限のため○○○○○会長職務代理と交代します。

○議長（○○○○○会長職務代理）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長職務代理）

議案第 49 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 3 年以上 6 年未満末吉 187、再設定 10 年以上末吉 91 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長職務代理）

質疑，意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3番委員(○○○○○)

農業委員会の会長さんですので，無償はまずいんじゃないですか。誰か推進委員を入れるべきではないですか。

○事務局(○○○○○局長)

先程も申し上げたとおり，賃貸借で金銭的な案件については，相対で構わないと思いますが，使用貸借については，無償ですとなんでだろうと思いますので，次回からは，使用貸借は必ずどなたか入れていただければと思いますが，どんなでしょうか。

○議長(○○○○○会長職務代理)

どうして，こんな契約になったのか本人から伺いたいと思います。暫時休憩致します。

(暫時休憩)

(休憩：午前10時53分)

(再開：午前10時59分)

○議長(○○○○○会長職務代理)

それでは，議事を再開します。他に質疑，意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長職務代理)

議案第49号農用地利用集積計画の利用権設定のうち，再設定3年以上6年未満末吉187，再設定10年以上末吉91については，申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長職務代理)

ご異議ありませんので，本案は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので，申出のとおり決定致しました。○○○○○委員委員は，復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長(○○○○○会長職務代理)

ここで議長を交代致します。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第50号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員(○○○○○)

末吉60号ですけど，これも相対になってますが所有権移転については，どうでしょうか。

○10番委員(○○○○○)

この件にしても，私の方で指導したのですが聞き入れてもらえなかったようです。会長の方でもう1回指導して頂ければと思います。

○議長(○○○○○会長)

相対ではなくて，○○○○○委員を入れるべきですが，私の方で農業委員を入れると総会で決まりましたからと伝えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第 50 号農用地利用集積計画の所有権移転は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。5 月分利用権設定の新規は、田が 57 筆で面積 71,614 m<sup>2</sup>、畑が 17 筆で面積 26,824 m<sup>2</sup>、計 74 筆で面積 98,438 m<sup>2</sup>、件数は 51 件でございます。再設定は、田が 101 筆で面積 132,933 m<sup>2</sup>、畑が 82 筆で面積 158,795 m<sup>2</sup>、計 183 筆で面積 291,728 m<sup>2</sup>、件数は 99 件でございます。所有権移転については、田が 9 筆で面積 8,894 m<sup>2</sup>、畑が 12 筆で面積 29,733 m<sup>2</sup>、計 21 筆で面積 38,627 m<sup>2</sup>、件数は 11 件でございます。合計しますと、278 筆で面積 428,793 m<sup>2</sup>、件数は 161 件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

ここで暫時休憩致します。

（暫時休憩）

（休憩：午前 11 時 12 分）

（再開：午前 11 時 13 分）

○議長（○○○○○会長）

議事を再開致します。議案第 51 号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

議案第 51 号について説明します。事務局職員の人事異動の承認についてであります。本日、人事異動があったところです。

（内容省略）

○議長（○○○○○会長）

ここで、事務局職員は全員退席願います。

「事務局職員全員退席」

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 51 号事務局職員の人事異動の承認については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり承認致しました。ここで事務局職員は、復席願います。

「事務局職員全員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に報告第 5 号合意解約等の報告については、総会資料の 48 ページから 57 ページですのでご

覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第5回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年5月20日（水） 午前11時30分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員